

新	旧
<p><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p> <p><b>目次</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第103条 受発注者の責務</b> ..... 3-1-3</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p><u>31. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</u></p> <p><u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p><u>32. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p> <p><u>33. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u></p> <p><u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、<u>記名（署名または押印を含む）</u>したものを有効とする。</u></p> <p><u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</u></p> <p><u>35. 「照査」とは、（略）</u></p> <p><u>36. 「検査」とは、（略）</u></p> <p><u>37. 「打合せ」とは、（略）</u></p> <p><u>38. 「修補」とは、（略）</u></p> <p><u>39. 「協力者」とは、（略）</u></p> <p><u>40. 「使用人等」とは、（略）</u></p> <p><u>41. 「立会」とは、（略）</u></p> <p><u>42. 「了解」とは、（略）</u></p> <p><u>43. 「受理」とは、（略）</u></p>	<p><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p> <p><b>目次</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第103条 受発注者の義務</b> ..... 3-1-3</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>31. 「書面」とは、<u>手書き、印刷等の伝達物を用い、</u>発行年月日を記録し、<u>署名又は押印</u>したものを有効とする。</u></p> <p><u>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>32. 「照査」とは、（略）</u></p> <p><u>33. 「検査」とは、（略）</u></p> <p><u>34. 「打合せ」とは、（略）</u></p> <p><u>35. 「修補」とは、（略）</u></p> <p><u>36. 「協力者」とは、（略）</u></p> <p><u>37. 「使用人等」とは、（略）</u></p> <p><u>38. 「立会」とは、（略）</u></p> <p><u>39. 「了解」とは、（略）</u></p> <p><u>40. 「受理」とは、（略）</u></p>

新	旧
<p><b>第108条 主任技術者</b></p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一土質及び基礎、又は応用理学一<del>一般</del>地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎））若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p> <p><b>第109条 照査技術者及び照査の実施</b></p> <p>（5）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>記名（書面または押印を含む）</u>のうえ主任技術者に提出するものとする。</p> <p><b>第111条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正<u>又は</u>削除する場合においても同様に、<u>テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p>	<p><b>第108条 主任技術者</b></p> <p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一土質及び基礎、又は応用理学<u>一般</u>地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎））若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p> <p><b>第109条 照査技術者及び照査の実施</b></p> <p>（5）照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において<u>署名捺印</u>のうえ主任技術者に提出するものとする。</p> <p><b>第111条 提出書類</b></p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正<u>または</u>削除する場合においても同様に、<u>速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><b>第112条 打合せ等</b>                      5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。                      ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な<b>期限</b>までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p><b>第113条 業務計画書</b>                      2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。                      (1) <b>業務</b>概要 (2) 実施方針                      (3) <b>業務</b>工程 (4) 業務組織計画                      (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数                      (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む）                      (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）                      (10) 仮設備計画 (11) その他                      業務計画書に記載する主任技術者については、受注者が提出した（一般競争入札の場合、参加表明書及び技術提案書に記載した予定主任技術者）主任技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。                      (2) 実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p><b>第115条 関係官公庁への手続き等</b>                      1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に<b>あ</b>たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p><b>第116条 地元関係者との交渉等</b>                      2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に<b>あ</b>たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p><b>第112条 打合せ等</b>                      5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。                      ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な<b>時期</b>までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p><b>第113条 業務計画書</b>                      2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。                      (1) <b>調査</b>概要 (2) 実施方針                      (3) <b>調査</b>工程 (4) 業務組織計画                      (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数                      (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む）                      (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）                      (10) 仮設備計画 (11) その他                      業務計画書に記載する主任技術者については、受注者が提出した（一般競争入札の場合、参加表明書及び技術提案書に記載した<b>配置</b>予定主任技術者）主任技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。                      (2) 実施方針又は(11)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第137条行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p><b>第115条 関係官公庁への手続き等</b>                      1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に<b>当</b>たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p><b>第116条 地元関係者との交渉等</b>                      2. 受注者は、地質・土質調査業務の実施に<b>当</b>たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p>

新	旧
<p><b>117条 土地への立ち入り等</b></p> <p>2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、<b>特記仕様書</b>に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p><b>第127条 受注者の賠償責任</b></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p><b>第132条 個人情報の取扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>117条 土地への立ち入り等</b></p> <p>2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、<b>設計図書</b>に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p><b>第127条 受注者の賠償責任</b></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p><b>第132条 個人情報の取扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>

新	旧
<p><b>第133条 安全等の確保</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に図らなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省告示第496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p><b>第133条 安全等の確保</b></p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月31日)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に図らなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、業務実施中施設等管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>

新	旧
<p><b>第2章 機械ボーリング</b>  <b>第203条 調査等</b>  <b>4. 掘進</b>                      (10) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。                      試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。                      ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。                      ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。                      ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p><b>第204条 成果物</b>                      (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出しなければならない。<u>採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><b>第3章 サンプルング</b>  <b>第303条 試料の取扱い</b>                      2. 受注者は、採取した試料を<u>速やかに</u>所定の試験室に運搬するものとする。</p> <p><b>第4章 サウンディング</b>  <b>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</b>  <b>第407条 目的</b>                      オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p><b>第5章 原位置試験</b>  <b>第1節 孔内水平載荷試験</b>  <b>第502条 試験等</b>                      1. 試験方法及び器具は、<u>JGS 1531（地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験）、JGS 3531（地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験）及びJGS 3532（ボアホールジャッキ試験）</u>によるものとする。</p>	<p><b>第2章 機械ボーリング</b>  <b>第203条 調査等</b>  <b>4. 掘進</b>                      (10) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。                      試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。                      ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。                      ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。                      ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p><b>第204条 成果物</b>                      (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出しなければならない。<u>なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</u></p> <p><b>第3章 サンプルング</b>  <b>第303条 試料の取扱い</b>                      2. 受注者は、採取した試料を<u>すみやかに</u>所定の試験室に運搬するものとする。</p> <p><b>第4章 サウンディング</b>  <b>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</b>  <b>第407条 目的</b>                      オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。</p> <p><b>第5章 原位置試験</b>  <b>第1節 孔内水平載荷試験</b>  <b>第502条 試験等</b>                      1. 試験方法及び器具は、<u>JGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）</u>によるものとする。</p>

新	旧
<p><b>第503条 成果物</b>                      (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の<u>JGS 1531 (地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験)</u>、<u>JGS 3531 (地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験)</u> 及び<u>JGS 3532 (ボアホールジャッキ試験)</u>により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第2節 地盤の平板載荷試験</b>                      第504条 目的                      平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。</p> <p><b>第10章 地形・地表地質踏査</b>  <b>第1002条 業務内容</b>                      4. 現地踏査                      (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、<u>試料</u>採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。</p>	<p><b>第503条 成果物</b>                      (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の<u>JGS 1421 (孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)</u>により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第2節 地盤の平板載荷試験</b>                      第504条 目的                      平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性<u>や</u>、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。</p> <p><b>第10章 地形・地表地質踏査</b>  <b>第1002条 業務内容</b>                      4. 現地踏査                      (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、<u>資</u>料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。</p>